

## 四万十町教育委員会会議録（令和5年4月定例会）

1. 日 時 令和5年4月10日（月）午前9：00～午前11：00

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

### 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 谷口和史 野中裕子

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 味元伸二郎 副課長 佐竹あゆみ

学校教育課 課長 長森伸一 副課長 東 孝典

対策監 中川千穂

教育研究所 所長 野村泰子

政策監 大元 学

文的施設整備推進室室長兼図書館長 大河原信子

文的施設整備推進室 次長 西尾洋亮 主査 嶋岡茉美

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（野中委員）

(4) 議題

① 承認第1号 専決処分の承認について

② 承認第2号 専決処分の承認について

③ 承認第3号 専決処分の承認について

④ 議案第1号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について

⑤ 承認第4号 専決処分の承認について

⑥ 承認第5号 専決処分の承認について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

① 文化的施設について

② 四万十町子ども・子育て会議委員について

③ 四万十町保育所苦情受付相談員について

④ 四万十町少年補導センター運営協議会委員について

⑤ 4月入学式・始業式の欠席者状況について

⑥ 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

(7) その他

## 6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和5年4月定例会を開催します。

それでは、議題に入る前に、先に「報告事項 ①文化的施設について」を文化的施設整備推進室から説明をよろしくお願いいたします。

(文化的施設整備推進室より、報告事項 ①文化的施設について、説明する。)

教育長 : 文化的施設整備推進室からの報告でしたが、何か質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 「報告事項 ①文化的施設について」は以上とさせていただきます。

それでは、日程4の議題に移りたいと思います。「承認第1号 専決処分の承認について」及び「承認第2号 専決処分の承認について」を一括して提案議題とさせていただきます。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、承認第1号 専決処分の承認について並びに承認第2号 専決処分の承認について、説明する。)

教育長 : 承認第1号及び承認第2号について説明がありました。年度途中の転居に伴う案件です。引き続き現在の小学校に通学したいという旨の申請です。これについて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、「承認第1号 専決処分の承認について」は報告のあったとおり承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、同じく「承認第2号 専決処分の承認について」は令和5年度以降の承認です。これについても承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、「承認第3号 専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局より、承認第3号 専決処分の承認について、説明する。)

教育長 : 承認第3号について説明がありました。学校運営協議会の委員について、4月1日付の委嘱及び任命ですので、専決をさせていただいた案件です。この件について何かございますでしょうか。

横山委員 : 特に問題はないと思いますが、規則には3条の2項に学校長は委員を推薦することができるということになってますが左側の専決処分の理由で、学校で選任というよりも、推薦のほうが正しいんじゃないかと思いましたがどうでしょうか。

浜田教育次長： 学校で選任して推薦があったということで、訂正をさせていただけたらと思います。一定、メンバーを選ぶのを学校長にお任せしてますので、推薦があったということを加えて、推薦があって、それに基づいて教育委員会として選任をするという形に直させていただきますと思います。

教育長： その他、何かございませんでしょうか。今後、学校運営協議会の設置については年度内に各小中学校で出てくると思いますので、またよろしく願いいたします。

それでは、「承認第3号 専決処分の承認について」の委員の委嘱及び任命することについて承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、「承認第4号 専決処分の承認について」並びに「承認第5号 専決処分の承認について」を一括して議題とさせていただきます。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、承認第4号 専決処分の承認について並びに承認第5号 専決処分の承認について、説明する。)

教育長： 新たに学校運営協議会の設置、そして委員の委嘱及び任命という案件です。この件について何かございませんでしょうか。

それでは、「承認第4号 専決処分の承認について」の説明がありましたとおり、新たな設置について承認いただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続いて、「承認第5号 専決処分の承認について」の委員の委嘱及び任命です。これについても専決案件です。承認していただけますでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案に移りたいと思います。「議案第1号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について」を議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第1号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について、説明する。)

教育長： ただ今、議案第1号について説明がありました。第14号様式の変更、改正で、研修を担当する者が付け加えられ、報告する様式となっております。この件について何かございますでしょうか。

横山委員： 研修を担当する者の項目を設けるようにと指示が県教委からあった事由や背景がわかっているならば教えてください。

浜田教育次長： この様式自体、これを使ってくださいと送ってこられたものでそのまま細則の中に載っているものを入れ替えたということで、中身については聞いておりません。

教育長： 各学校の研修担当、窓口がしっかり、失念、遺漏なきよう窓口をしっかりとすることにのこすのかと思います。

横山委員： 教育長がおっしゃったとおりですね。

教育長： 様式の変更です。他、ございませんでしょうか。

横山委員： 米印の3は必要ですか。様式の一番下のところの、研修を担当する者のために注釈

付けていますが、ここへ名前を書いてくださいってことでしょうか、米印の2のところ、全て書きなさいとあっていう項目があるので、米印の3は要るのかなと思いました。

教育長 : 米印3の注釈ですが、特段必要なかというところで研究主任、教務主任、手当に関するところはしっかり上に書かれていますので、研修を担当する者自体には手当関係はないと思います。重複して書く担当となる部分もあろうかと思いますが、なお再度、調べてみます。

横山委員 : 委員会が作ったのであれば、県から下りてくる形ですね。

浜田教育次長 : そうです。

教育長 : 研究主任や教務主任が担っている場合、小規模校は担っている場合があります。

横山委員 : ほとんどですね。教頭がやる場合があるかも分かりませんが要するに、名前をちゃんとここへ記入しなさいという様式ですね。

教育長 : そうです。

谷口委員 : 強調したいですね。

教育長 : 教務、研究主任が研修担当として窓口になっているのが想定をされていますけども研修担当として、なお下を書いてくださいという意味合いでしょうか。

谷口委員 : そう思いますね。

横山委員 : 県の様式でしたら、別に異論はないです。

教育長 : 県から示された様式をそのまま活用するというところですか。

それでは、「議案第1号 四万十町立学校管理運営規則施行細則の改正について」は説明があったとおり、この様式に変更することについてご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、日程5についてはないので、日程6、報告事項に移りたいと思います。「報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員について」を報告案件とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ②四万十町子ども・子育て会議委員  
について、説明する。)

教育長 : 子ども・子育て会議委員について、高知県及び四万十町の職員異動に伴う委員の変更の案件です。この件について何か、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは続いて、「報告事項 ③四万十町保育所苦情受付相談員について」を報告案件といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ③四万十町保育所苦情受付相談員  
について、説明する。)

教育長 : 保育所苦情受付相談員について、5名をお願いをするというところですか。  
ちなみに今回交替された相談員はいますか。

味元生涯学習課長 : 十和地域の和手さんが新しくなっています。

教育長 : 他は替わっていないですか。

味元生涯学習課長： 替わってないです。

教育長： 続いて、「報告事項 ④四万十町少年補導センター運営協議会委員について」を報告案件といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ④四万十町少年補導センター運営協議会委員について、説明する。)

教育長： 少年補導センター運営協議会委員についても、異動に伴う委員の変更です。  
4月1日現在の新しい委員2人が変更というところです。この件について何かございますでしょうか。よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、「報告事項 ④四万十町少年補導センター運営協議会委員について」を終了したいと思います。

ここで休憩をします。15分まで休憩をさせていただきます。

(小休止)

教育長： それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

日程6、報告事項の⑤に移る前に、お手元に児童生徒数の一覧表をお回ししております。これが4月7日金曜日現在の児童生徒数です。ご存知のとおり、5月1日付での児童生徒数の調査もありますので、最終的には5月1日が正式な数字になりますが4月7日現在の状況ですので参考にさせていただきたいと思います。

それでは、「報告事項 ⑤4月入学式・始業式の欠席者状況について」を報告させていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ⑤4月入学式・始業式の欠席者状況について、説明する。)

教育長： 4月7日金曜日の入学式・始業式の状況です。また、今日から本格的に学校始まります。注意深く見ていかないといけないというところもありますが、不登校傾向の児童生徒も登校しているという状況です。1学期も年度途中も注意深くしていかないといけないという状況は変わらないと思います。この件については以上です。また、学期末等についての報告もあろうかと思っておりますので、お願いいたします。

続いて、「報告事項 ⑥高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について」を報告案件といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、報告事項 ⑥高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について、説明する。)

教育長： 小学校、中学校の令和4年度の報告がありました。この件について何かございますでしょうか。それでは、「報告事項 ⑥高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について」の報告を終了させていただきます。

続きまして、日程7、その他に移りたいと思います。その他で事務局よりないです

か。

浜田教育次長： 令和5年度の教育委員会の会議等予定をお配りさせていただいています。一番上が本日になっています。2段目は午後の予定です。次に4月28日ですが、今年度の学校関係職員の研修会ということにしていますが名称の変更もあるかも分かりませんが、本町全教職員を集めて、四万十会館で行う予定としています。これについては、受付を2時半からで会議は3時からしております。会の最初に教育委員、それから教育委員会事務局の自己紹介を予定をしています。

教育長： 会議等の予定の一覧です。次に5月10日に臨時議会があります。坂本委員、私も任期満了を迎えますので、人事案件もあって、その後、5月12日に定例会を予定しています。6月は6月定例議会がありますので、6月6日を予定しています。

他にないですか。

それでは、以上をもちまして4月の定例会を閉会したいと思います。ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

5月の定例委員会予定 令和5年5月12日(金)

6月の定例委員会予定 令和5年6月6日(火)

教育長 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_